

飛驒法人会だより

No.196

2014

平成26年1月1日 第196号

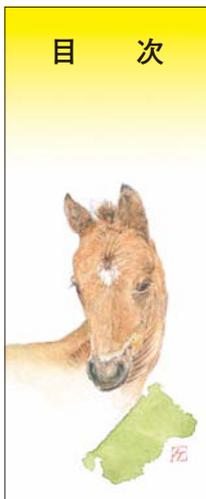
発行所 高山市花里町3 (公社)飛驒法人会 発行人 岡田賛三／編集人 鍋島道雄

ウェブサイト <http://hida-hojinkai.com/>
メールアドレス hidahojn@siren.ocn.ne.jp

TEL 0577-34-2201
FAX 0577-33-1093

新春

目次



■ 岡田会長 新年挨拶	2
■ 名古屋国税局 課税第二部長 挨拶	3
■ 署長さん訪問記 新春よもやま話	4～7
■ 税務署からのお知らせ	8～11
● 消費税法改正等のお知らせ	
■ 年男・年女(午)今年の抱負	12～13
■ 休憩室	飛驒の木曾馬と馬大尽・原家 14～15
■ 事業所訪問	山一商事株式会社 16～17
■ とんなんしいぺい(支部短編ニュース)	18～19
■ 青年部会だより	20
■ 女性部会だより	21
■ 読者の窓	22
■ 事務局だより	23
■ 編集後記	24



—ユニバーシアード・アルペンスキー部門日本代表 新井 真季子さん(法政大学:日枝中・高山西高校出身)— 撮影: 田中 慎一郎



新年のご挨拶

(公社)飛驒法人会 会長

岡田 贇三

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様にはご家族お揃いで健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は法人会活動に対しまして、各支部をはじめ青年部会、女性部会並びに各委員会活動を中心に各々積極的に取り組んでいただき心から感謝申し上げます。

2013年当会は公益社団法人となり、従前の社団法人飛驒法人会の基本方針を踏襲するとともに、一層の公益性と透明性の向上を図りつつ、税務当局と協調して、消費税期限内納税の推進をはじめe-Taxの拡大など納税意識の向上と租税教室、税務研修会、会報誌・ホームページによる税知識の普及等を図り、会員の積極的な自己啓発を支援するとともに、一般市民にも各種事業への参加を求めるなど、企業経営及び地域社会の健全な発展実現に努めることを総会で確認しました。

何卒本年もより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、昨年は2020年の夏季オリンピックの東京開催が決まり、日本中が歓喜に沸きました。飛驒地域にも、飛驒御嶽高原高地トレーニングエリア等、オリンピックを身近に感じることができる施設があり経済効果はもちろんのこと、飛驒の「お・も・て・な・し」の心を伝える良い機会が与えられたと思っております。

しかしながら福島や東北では、復興の進捗状況はまだまだのようです。東日本大震災から3年がたとうとしていますが、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要があると感じています。全法連の「平成26年度税制改正に関する提言」(全法連HP参照)にありますように税制上の対応等、実効性のある措置を講じるよう求めていきます。

また中小企業にとって最も関心の高い税制の一つである事業承継税制では昨年度の改正で大幅な見直しが行われました。ただドイツなど欧州主要国の本格的な事業承継税制に比べると、まだ大きく見劣りしています。この点もさらにすすめて全法連では提言していきます。

当法人会においては、景気低迷による会員減少など厳しい状況がまだまだ続いておりますが、今年も「法人会はよき経営者をめざすものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献します」に則った積極的な会活動への取り組み、税を考える週間における税金クイズなどの行事参加、租税教室の講師など地域社会に貢献できる活動を行っていきます。

最後になりますが、会員の皆様のさらなるご発展とご健勝を心から祈念申し上げまして、新年のごあいさつとさせていただきます。



年頭のごあいさつ

名古屋国税局 課税第二部長

松山 清人

平成26年の年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

公益社団法人飛驒法人会会員の皆様には、日頃から税務行政につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年管内の経済情勢を振り返りますと、輸出環境の改善に伴う業績の回復などから景気は緩やかに回復しつつあります。

また、経済以外の面に目を向けましても、富士山の世界文化遺産への登録や2020年のオリンピック・パラリンピックの東京開催の決定など、私たちに大きな活力を与えてくれた明るい出来事がありました。

このような中で迎える新しい年が、会員企業の皆様にとって希望の多い充実した年となりますことを祈念いたしますとともに、貴法人会が引き続き魅力ある事業活動を展開され、会員企業と地域社会の発展に一層の貢献をされますことを御期待申し上げます。

ところで、社会保障制度の充実・安定化を図るとともに、持続可能な財政構造を構築するため、本年4月1日から消費税及び地方消費税の税率を8%に引き上げることとされております。

国税当局といたしましては、納税者の皆様が消費税法の改正内容を十分に理解し、自ら適正な申告と納税を行っていただけるよう、広報・相談・指導に取り組んでいるところであります。また、各税務署に改正消費税法に関する相談窓口を設け改正内容の相談・指導にあたりるとともに、転嫁や価格表示に関する相談についても、適切に対応するなど関係省庁等と連携して取り組んでおります。

誠実な納税者の団体である法人会の皆様には、税務行政のよき理解者として引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済のグローバル化、ICT化、事務効率化の要請などにより大きく変化しております。

これらの変化に対して、国税当局といたしましては、調査必要度の高い分野に事務量を重点的に投下するほか、実地調査以外の書面照会や説明会なども組み合わせた多様な手法により、納税者の皆様が自発的に納税義務を履行していただけるよう税務コンプライアンスの向上に取り組む必要があると考えております。

公益財団法人全国法人会総連合におかれましても、各企業の内部統制面や会計経理面の質的向上に向けた自主的な取組を促すことを目的として、「自主点検チェックシート」及び「自主点検ガイドブック」を作成し、これを会員企業のみならず一般企業にも配布する取組を本年4月から開始する予定と伺っております。

この取組は、納税者全体の税務コンプライアンスの維持・向上に資するものであり、当局としましては貴法人会とともにこの取組を推進していくこととしておりますのでよろしくお願い申し上げます。

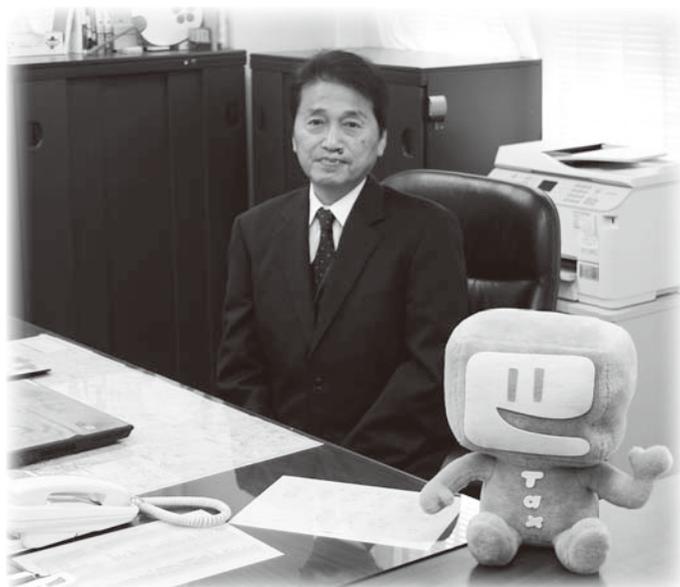
また、e-Taxにつきましては、納税者の皆様の申告・納税の利便性の向上に寄与するとともに、税務行政の効率化にも資するものであることから、更なる普及・拡大に取り組んでいるところであります。

貴法人会におかれましては、e-Taxの普及・定着に多大な御尽力をいただいております。厚く御礼を申し上げます。引き続き、御理解・御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、公益社団法人飛驒法人会の更なる御発展と、会員の皆様の御健勝並びに事業のますますの御繁栄を祈念いたしまして、年頭のごあいさつとさせていただきます。

署長さん
訪問記

新春よもやま話



高山税務署長
井家 益光氏

ききて	広報委員長	鍋島道雄
	広報委員	住宏夫
	女性部会広報委員	北村教子
	青年部会副会長	杉山和宏
	事務局	中谷朋子

—— 明けましておめでとうございます。
本日は「新春よもやま話」と題しまして、署長さんにいろいろお話をお聞きたいと思います。
よろしくをお願いします。

署長 明けましておめでとうございます。
昨年7月に高山税務署に赴任して半年になりますが、旧年中は法人会のみなさまには大変お世話になり、ありがとうございました。
今年も引き続きよろしくをお願いします。

—— まずは署長さんのご出身を教えてください。

署長 石川県小松市の出身です。高山に赴任したことで近くなり、二週間に一回ほど両親の様子を見に小松へ帰っています。
自宅は愛知県にあり、家族を残し高山へは単身で赴任しています。

—— 高山税務署に赴任されて、管内の印象はいかがですか。

署長 歴史と文化がしっかりと守られ、引き継がれているだけでなく、自然が豊かで日本の四季折々の姿が強く表れていると感じました。

特に秋の紅葉では、日々変わる色合いや、鮮やかな色彩がとても素晴らしく、写真を何枚も撮りました。実は、高山に来てからこちらの風景を写真に残してしまして季節によって変わる様を楽しんでいるんですよ。通勤途中にある飛驒国分寺の大銀杏など、写真に撮って色の移ろいから季節を感じています。

休日に高山にいる時は、どぶろく祭りや白川郷の放水訓練を見に行きました。それから安房峠の紅葉は見事でしたね。

良いところに転勤してきたなあと感じています。

—— 国分寺の大銀杏の葉が一度に落ちると大雪になる、なんて言われていますが飛驒高山には寒い気候が育んだ美味しいお酒がたくさんあります。飛驒のお酒はどうですか。

署長 私はお酒を沢山はいただきませんが、飛騨のお酒はどの銘柄もそれぞれ個性があって好きです。それぞれの銘柄の味わいを比べながら少しずつ楽しんでいきます。寒い季節は温めても美味しくいただける日本酒がマッチしていると思います。

石川県にも美味しいお酒がありますが、飛騨のお酒のほうが私に合ってる感じがして好きです。

—— 高山の食はどうですか。

署長 単身赴任ですので、食事は自分で作っています。肉と魚を均等にして野菜を沢山取るようにしています。高山の野菜は、特に美味しいですし、この時期は調理も簡単な鍋が美味しく、残った汁は翌日の朝にも楽しめて最高です。鍋には日本酒が良く合い、寒い高山の冬にはもってこいですね。

—— 高山には季節ごとに美味しいお酒や食べ物がありますが、署長さんは既に堪能されているんですね。

ところで高山税務署は管轄が広いとお聞きしましたが、苦勞されることもあるんでしょう。

署長 そうですね。高山署の管内は大体、石川県に匹敵する広さで北海道にある税務署を除くと一番になるんですよ。岐阜県の40%を占めていますから、移動に時間がかかるなど効率性に気を遣う必要があると感じています。

—— 北海道が広いのはわかりますが、本州や九州、四国で

一番なんですか。それは広いですね。

今は便利になったんですが、昔は陸の孤島なんて言われてまして、御母衣ダムに行くのにはかなり大変だったんですよ。冬は美濃太田まで列車で行き、越美南線に乗って白鳥まで行き、バスで御母衣に行ったんですが一日仕事でした。

当時御母衣ダムで稼がせていただいた業者さんも多かったようですよ。

署長 昔に比べれば便利になっていますね。これも税金の役割のひとつというところですね。

—— 税務署の人は異動がつきものだと思いますが、署長さんのこれまでの職歴を教えてください。

署長 昭和50年に高校を卒業してこの職場に入りました。そして、税務大学校で1年余りの研修を経て51年6月に名古屋市の名古屋中村税務署に配属になりました。今年で37年目になります。

当初は個人課税部門で所得税関係の仕事をしていましたが、名古屋国税局の勤務では様々な仕事を経験しました。情報処理部門で所得税関



係のSE(システムエンジニア)、会計課で国税局庁舎の管理、納税者支援調整官では納税者の方からの苦情等への対応、国税広報広聴室では税の広報、総務課では様々な問題への対応など、おおよそ税務職員らしからぬ職歴で今の私があると認識していますし、職員には様々な仕事を経験して幅の広い考え方ができるようになってほしいと話をしています。

——いろいろな仕事を経験されたのですね。今までにされた仕事で印象に残ったものはありますか。

署長 やはり、今の自分の職員としてのベースでありますSEの時ですが、当時は国税局の庁舎のワンフロアに大型のコンピュータCPUやプリンタ、磁気テープの記憶装置などが設置されていて、システムを開発・修正したりしていました。自分は所得税担当だったのですが約200本のシステムを運用管理していました。

特に新規システムの開発ではシステムから出力された結果が正しいかどうか設計ミスやプログラムミス等がないかテストデータを使って何度もテストを行いますが、集計や分析結果などの計算値を出力する場合には、そのテストデータが何千通りにもなってテストデータをパソコンで作成することもありました。

また、本番の処理でミスが見つかって夜中まで訂正処理を行うことがありました。苦労して

処理が正常に終了した時の達成感・安堵感は今でも忘れません。

—— 緊張を強いられる仕事をされて苦労されたことと思います。仕事で忙しいときほど気分転換が必要だと思いますが、休日の過ごし方や趣味を教えてください。

署長 これまでは両親のいる石川県に行ったり愛知県の自宅に行ったりして高山にはほとんどいませんでしたが、冬の間は高山でのんびり温泉にでも行きたいと思っています。

ですので、趣味は温泉巡りということにしておきましょう。

実は、野球とかサッカーとかスポーツにあまり興味がなく、小説もほとんど読みませんし、音楽は車の運転中や通勤途中に聴いている程度です。

自動車が好きなのかレーシングカーのF1レースは欠かさず自宅で録画して見えています。

—— 雪景色を見ながらの温泉は、冬の高山ならではの楽しみのひとつといえますね。

署長さんの座右の銘がございましたら教えてください。

署長 特に座右の銘はありません。

ただ、世の中、自分一人で生きてきたわけではなく、これからも一人で生きていける訳もないもので、これまで縁のあった方々や、今回、高山署で一緒に仕事をするようになった職員、それから、この高山にきて、初めてご縁となった皆様を大事に大切にしていきたいと思っていますのでよろしく願いいたします。

—— こうしてお話できるのも一つの縁であり大切にしなければと思います。

話は変わりますが、税の世界は社会の変化とともに複雑になっているように思います。税務をめぐる今後の方向性などについてお聞かせください。



署長 今後も様々な税制改正への対応が必要となっています。今年の1月から、個人で事業等を行っている全ての方につきまして記帳義務と帳簿等の保存が必要となります。そして4月からは消費税率が引き上げられまして、27年1月からは相続税の基礎控除の引き下げがあり、その後には社会保障・税番号制度が導入されるなど、税法の改正や制度の導入が予定されています。いつも申し上げていることですが、これらの動きに適切に対応して、国税庁の使命であります「納税者の皆様の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」に取り組んでいきたいと思えます。

また、引き続きe-Tax や国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」など納税者の皆様にとって利便性の高い申告・納税手段の充実を推進していきます。

飛驒法人会の皆様には租税教室に大変熱心に取り組んでいただいております、大変感謝しております。

私たちは、税を集める立場ですが、「みんなのために税金は必要だ。」という租税の意義をこれからの将来を担う子供たちに理解してもらう事、いわゆる租税教育の果たす役割は非常に大きいと思っております。

これからも、より一層租税教育活動を広げていただきたいと願っております。

—— 租税教室で小学校へ行きますと、最初は「消費税が上がるのは嫌だ」という子がほとんどなのですが、ひととおり授業を終えると「みんなのために上がるのであればいいよ」と答えてくれて、教育の大切さを実感しました。

最後になりましたが、法人会に対する意見やご要望がございましたらお聞かせください。

署長 法人会という組織になっていますが、組織が元気であるためには各会員が元気であることが大切だと思います。どうか、各法人、そして、その法人を構成している個人の一人一人の皆様が元気で仲良くしていただきたいと思えますし、その上で、公益社団法人飛驒法人会としての役割をしっかりと担っていかれることを期待します。

更には、法人会の会員同士の連携や情報交換をしっかりとされて会員の皆様の事業に役立てていただければと思います。

—— 本日はお忙しいところ、いろいろな話を聞かせていただきありがとうございます。



消費税法改正等のお知らせ

平成25年11月
国 税 庁

I 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の主な改正内容

1 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

（注） 地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

適用開始日 区 分	現 行	平成26年4月1日	平成27年10月1日
消 費 税 率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。

※ 引上げ後の税率は、経過措置（「5 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、政府として、強力かつ実効性のある転嫁対策等を実施するため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年10月1日施行「消費税転嫁対策特別措置法」）において、消費税の転嫁等に関する様々な施策を講じています。

※ 消費税の価格転嫁対策の内容については、内閣府ホームページ「消費税価格転嫁等対策」（下記URL）をご覧ください。

URL <http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>

消費税価格転嫁等総合相談センターが設置されました

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されました。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせを受け付けます。

このようなご相談に関して、法令等の考え方を回答するほか、転嫁拒否などの消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者のご意向により、センターから担当省庁へ通知します。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123

【受付時間】平日9:00~17:00（平成26年3月・4月は土曜日も受付）

メール ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL <http://www.tenkasoudan.go.jp>（24時間受付）

※ 消費税法改正の内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

3 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

○ 制度の概要

その事業年度の基準期間^(注)がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人(新規設立法人)のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの(特定新規設立法人)については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなりました。

(注) 「基準期間」とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。

① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合(特定要件)に該当すること。

② 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者(判定対象者)の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間(基準期間相当期間)における課税売上高が5億円を超えていること。

○ 適用開始時期

平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当するものについて適用されます。

4 任意の中間申告制度の創設

○ 制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^(注1)から、自主的に中間申告・納付^(注2)することができることとされました。

(注1) 「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

(注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

○ 適用開始時期

個人事業者の場合には平成27年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間(平成27年3月末決算分)から適用されます。

留意事項

○ 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せて納付する必要があります。

※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。

○ 中間申告書その提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされます。

※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書その提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません(中間納付することができないこととなります。)

5 税率引上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保稅地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日以前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保稅地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります(「2 消費税率の引上げ」参照)。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

主な経過措置の概要については、次のページをご覧ください。

主な経過措置の概要

○ 次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率（5%）が適用されます。

（注）8%から10%への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。

経過措置の内容	
<p>① 旅客運賃等 平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に領収しているもの</p>	
<p>② 電気料金等 継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの</p>	
<p>③ 請負工事等 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>	
<p>④ 資産の貸付け 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、平成26年4月1日以後に行う当該資産の貸付け</p>	
<p>⑤ 指定役務の提供 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供（*）に係るものをいいます。）に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供 * 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の提供に係る役務の提供をいいます。</p>	
<p>⑥ 予約販売に係る書籍等 平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成26年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの</p>	
<p>⑦ 特定新聞 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるものうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの ※平成25年10月30日政令304号により、雑誌は、経過措置の対象から除かれました。</p>	
<p>⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売</p>	
<p>⑨ 有料老人ホーム 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	

※ 上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。

Ⅱ 消費税転嫁対策特別措置法に規定する「総額表示義務の特例措置」

○ 制度の概要

「消費税転嫁対策特別措置法」第10条の規定により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間において、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置（誤認防止措置）」を講じている場合に限り、税込価格を表示（総額表示）しなくてもよいとする特例が設けられました。

なお、消費者の方々の利便性にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【誤認防止措置の具体例】

総額表示義務の特例措置の適用を受けるために必要となる誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を選択する際に、明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

例 1

値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。



例 2

個々の値札等においては「○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

！ 国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」に「総額表示義務の特例措置に関する事例集（税抜価格のみを表示する場合などの具体的事例）」を掲載しています。上記以外の事例も紹介していますので、そちらもご覧ください。

Ⅲ 課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の改正

○ 制度の概要

平成26年4月1日以後に行われる総額表示義務の対象となる取引について、総額表示を行っている場合において、その取引に係る決済上受領すべき金額を税込価格を基礎として計算することができなかったことにつきやむを得ない事情があるときは、経過措置として、当分の間、旧消費税法施行規則第22条第1項^(注)の規定を適用できることとされました。

また、上記Ⅱの総額表示義務の特例措置の適用を受ける場合にも、総額表示を行っているものとして、この経過措置の適用を受けることができるとされました。

(注) 消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成15年9月30日財令第92号）により、廃止された消費税法施行規則第22条第1項をいいます。

○ 適用開始時期

平成26年4月1日以後に行う課税資産の譲渡等から適用されます。

！ 課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の具体的な取扱いについては、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革関係）」に「課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の改正について」を掲載していますので、そちらをご覧ください。

- お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。
- 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談）を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

年男・年女
午 歳

今年の抱負



新年を迎えて

CF建設(株)

島 秀太郎
(萩原支部)

昭和41年の丙午に生まれ、今年で48歳になります。

下呂市で建設業に携わっています。昨年会社の組織変更を行い、協業組合から株式会社へと移行をいたしました。

取り巻く環境は常に変わっています。変化に対応できる柔軟な体制と古き良き伝統を守る対極の行動を求められているように感じています。

建設業に従事する若年層の減少が顕著になり、業界全体の先行きに大きな問題を抱えています。

物を作り、安全・安心と利便性の向上に寄与し、地域の人に喜ばれることで、仕事にやりがいを持てるような環境整備を模索しています。

一つの区切りを迎えた今年は、より一層、元気に明るく頑張っていきたいと思います。



新年を迎えて

(株)丸山

山下 弘行
(小坂支部)

国有林材を主に木材の生産・造林をおこなっております。山仕事は危険な仕事ですが、競争入札の導入で価格が下がり会社の経営も大変になってきております。

一年一年が勝負の年です。

技術を磨きロスのない仕事をして、山で働く者が足場のよい場所で働く者より賃金がとれるようにしたい、若者が山仕事をしたくなるような会社になりたい、と日々熱望しております。

今年はずま年。馬力をつけて精進していきたいと思っています。



家業を守り抜く

下呂食糧配給企業組合

松波 敬洋
(下呂支部)

私は、下呂の地で祖父の代から続く家業でもあります米穀専門店を営んでおります。日本国内におけるお米の消費低迷や、米穀専門店の後継者不足など、米穀業界にはなかなか明るい話題がございません。また、今日の小売業界では、複雑、高度化した組織、機能に振り回され、経営の遂行、効率成果とは遠くかけ離れていくばかりです。

しかし、60余年3代にわたる当店を守り抜くため、お客様各位のご期待に添うよう、微量ながら努力を重ね、きめ細やかなサービスを提供できますよう頑張っていきたいと思っております。



新年を迎えて

(有)割烹 若松

松下 松寿
(高山南支部)

早いもので、ひとつの節目でもある年男を迎えることとなりました。

私の場合、馬は馬でも60年に1回の周期で廻ってくる丙午生まれ。この年は、色々な俗信がはびこり、大幅に出生率が下がった年でもあります。

新年を迎えるにあたり、抱負や一年の意気込み等を考えなければと思う年でもあります、なかなか思いとは裏腹に…。

大変、厳しい経済環境の中、干支にちなんで大地を力強く蹴り上げ、一歩でも景気回復の道を駆け上がれる年になってくれればと思う次第です。

次の丙午は、2026年…出生率も景気も大幅に上昇している未来が来ることを願います。



午年に寄せて

女性部会部会長
早川 妙子

日頃は、法人会親会・同女性部会の皆様には大変お世話になりありがとうございます。心からお礼申し上げます。

今年は「平成甲午」…年女。お陰さまで私も6回目を迎えます。

古来、馬は我々の生活にとって大切な存在でした。日本には馬に対して日頃の感謝を込め、また福を呼び込むことを祈願して、社寺に絵馬を奉納する風習があります。

高山にも夏の風物詩に美しい「絵馬市」があります。「午年」にちなんで今年は盛大に開かれることと思います。

この飛躍の年にあたり、私共もさらに皆様のお役にたて、社会に貢献出来るようになりたいと願っております。



双子の娘とともに

(有)森下住設
森下 英樹
(古川支部)

来年は、双子の娘が中学になります。その娘は小学時代、スポーツ少年団で剣道を一生懸命やっており、私も一緒になって応援していました。中学になり、剣道を続けるかどうかは分かりませんが、何か一生懸命になることをみつけて頑張ってくれればいいと願っています。そして私も親として、自分ができることで娘を精一杯支えていきたいと思います。

また仕事の面では、私は水道を主にした住宅設備の仕事をしているのですが、昨今公共事業を含めた大きな仕事というものがほとんどない状態です。そのため、ひと昔前とは異なるお客様へとシフトしつつあります。個人のお客様やちょっとした不都合や不満を解決するお仕事です。今年も地道にコツコツと、お客様の満足を重ねることですそ野を広げ、当社のファンを増やし売り上げとともにスキルアップにもつなげていきたいと考えております。



新年を迎えて

(有)小林建築設計事務所
小林 一輝
(高山支部)

今年、還暦です…。自分ではあまり年を取った感じがしないのですが、明らかに60歳以上の人に年上だと思ったと言われ残念な思いをしたことがあります。自分の今までを顧みると無我夢中で遊び・学び・仕事ができ、まずまず良かったと思います。あるDNAの本に書いてあるのですが、人間には良い遺伝子と悪い遺伝子があるが、これらのどちらかをオンの状態にするかによって、人生を幸せに導くか、不幸に導くかが分かると説いている。その中には、笑う・感動する・人と話す・本を読む・良い音楽を聴く・利他的な行動をする・ハングリー精神を持つ・目標を持って挑戦する、良い心と精神状態であることの大切さを説いています。今年から意識して良い遺伝子をオンにする、きっかけの年と考えて一日一日を大事にして過ごしたいと思います。



年男を迎えて

(有)山本時計店
中田 英治
(神岡支部)

長寿社会の現在、36年と言うのはまだまだ折り返し地点にも満たない年齢。

普段は仕事場で時計修理・ジュエリー製作に向かっている自分ですが、体力、気力が充実している今のうちに…と多くの地域の人々との交流が自分自身の成長になると思い、時間の許す限り地域の役に奉仕させていただいております。

今まで、スポーツで勝負の世界に生きてきた自分ですが、いろんな人と関わる事で、勝ち負けじゃない何かを掴みたいと思うようになりました。12年後の年男の時には少しは大人になっていることを願って、仕事にも地域のためにも日々精進したいと思います！

休憩室

飛騨の木曾馬と馬大尽・原家

飛騨高根観光協会長 小坂 守

1. 日和田高原と長峰峠

日和田高原は高山市高根町日和田から御嶽山(標高3067m)の裾野に広がる標高1200m~2200mで飛騨川源流の山紫水明の高原です。

現在2020年の東京オリンピックに向けてスポーツアスリートの皆さんの高地トレーニングのメッカとして期待されています。

この日和田高原に伝わる歴史秘話について少し述べさせていただきます。(ここでは高根町 日和田・小日和田・留之原を合わせて日和田と表現します。)

日和田は飛騨に在っては異郷の地であり、信州木曾との国境に位置し、歴史・文化・風俗に至るまで木曾の影響を色濃く残しています。霊峰御嶽山の麓に太古より悠久の時を刻みながら現在に至っています。今から1万4千年位前の旧石器~縄文時代の石器土器類の大量出土からも伺い知ることができます。

古代社会になると、大化2年(646年)飛騨に国府が置かれて後に、官道整備が進み、東山道(後の中仙道)の飛騨支路として長峰峠を越して木曾に至りました。この峠は現在の国道361号の県境の長峰峠と異なり、ここより北に1km行った標高1503mに位置するのが本来の長峰峠であり、この峠より南に見える姿気高い山が御嶽山で継子岳「日和田富士」と称えられる美しさです。長峰峠周辺は古道5kmが市により整備されて素晴らしい散策コースです。

平安時代末期になると木曾源氏の棟梁・木曾義仲が平家一門の専横に怒り、以仁王の令旨を賜り平家追討の為挙兵し、養和元年(1181年)に長峰峠より飛騨に進軍した時に因んだ伝説が残っています。峠には義仲と巴御前が腰を掛けて休んだとされる2m四方の平石を「腰掛岩」、その50m近くに義仲の乗った名馬の馬蹄が岩に穴をあけたと言われる「駒掛岩」、峠より南に1.5kmの地点で義仲が陣幕を張り本陣を置いたとされる「幕の原」、さ



らに日和田の氏神様である「一位森八幡神社」は義仲が源氏の氏神八幡神を鎮祭し戦勝を祈願したと伝わっています。尚この神社境内の一位の木の原生林は文化庁より国定天然記念物に指定された千古不伐・天下唯一のうっ蒼たる聖地で、最近のパワースポットとして、樹齢600年以上幹周り3mの一位の巨樹に触れると、より大きな不思議な力が授かると言われています。

2. 飛騨の木曾馬と馬大尽・原家

木曾義仲挙兵の数年前より俄に阿多野郷と言われた現在の高根・朝日に木曾馬の放牧飼育が盛んになります。これは義仲の養父・中原兼遠の戦略で、この当時の軍勢の優劣は優秀な馬の数と騎馬戦が勝負を左右しました。平家の探索の届かない飛騨山中で木曾馬の分散飼育をして軍備を整えていました。阿多野郷の農民も、それによって貧しい寒村から徐々に馬力耕作・馬肥により作物の収量も上がり、馬も野山で鍛えられて両得でした。その飛騨の木曾馬の頭数は千頭以上とも言われ、その恩義に対して阿多野郷の農民は義仲軍に多数従軍したと思われる。

平家追討に挙兵した義仲は信濃の初戦で平家方の城氏4万の兵をわずか3千余りの騎馬軍にて勝利し、その勢いをかって、北陸路より京の都に入り平家一門を追討し、朝日將軍と称えられました。(史上3人目の征夷大將軍)しかし都の礼儀作法や事情に疎く、後白河院の権謀術数もあり、3年足らずで源頼朝の軍勢に琵琶湖畔の粟津で討たれ31歳で非業の最期を迎えた。「木曾義仲は古代から中世の扉を開いた英雄である」と義仲論で力説したのが文豪・芥川龍之介であり、鎌倉幕府よりの逆賊扱いを正しく評価しています。現在、大津市内の「義仲寺(ぎちゅうじ)」に義仲の墓があり、義仲が大好きだった俳聖・松尾芭蕉が「自分が死んだら義仲殿の傍に埋めて欲しい」と遺言し、芭蕉の墓も義仲寺にあります。「木曾殿と背中合わせの寒さかな」は有名な句です。正月20日は義仲の命日であり『義仲・巴ら勇士讃える会』では、毎年この寺で法要を行っています。義仲に興味ある歴史歴女の方は〒397-8588長野県木曾郡木曾町福島5787番地3 TEL 0264-23-2000 公式HP <http://www.town-kiso.com/2245/002252.html> までご連絡下さい。

木曾義仲の末裔は現在33世の木曾義明さんが岐阜県可児市久々利にて木曾古文書歴史館の館長として、また木曾義仲をNHK大河ドラマに誘致すべくアピール活動をしています。

話を飛騨阿多野郷に戻します。この時戦いに加わらなかった仔馬や老馬が日和田高原一帯に残り、これが飛騨

の木曾馬・馬大尽・原家隆盛のルーツと思われます。戦国期の戦乱の世になり、再び馬の生産が盛んになるころ、飛州志によれば、飛騨三木氏の家臣で阿多野郷の豪族・松田（ヒワダ）治郎左衛門が日和田より長峰峠を越えて開田村を攻略しましたが、武田信玄の家臣・木曾義昌（義仲19代）の武将・山村良候（ヨシトキ）に討たれたとあります。この豪族・松田つまり日和田次郎左衛門の系譜が原家であり、金森長近が飛騨高山城主となったころより、戦乱も無くなると百姓与四郎を名乗り、馬小作制により築いた財力を基に商人として塩・米・魚等の売買を盛大に行い屋号を松葉屋といいました。

江戸時代中期宝暦の頃より阿多野郷の大庄屋として名字帯刀を許され原助次郎と名乗り、豪壮な邸宅に住んでいました。幕末になると木曾福島関所の木曾代官を幕府より命ぜられていた山村代官家との交際を深め関係筋への融資を行って、十分な財力と代官の権力の保護により政商としての地位を築いたようです。戦国期に相争った山村家と原家が結びついたことは不思議な縁です。それを裏付ける古文書が開田高原の県宝山下家にあり「飛騨の国、日和田村原助次郎殿より金子借用の際、その方良く働いてくれた。その礼として袴を遺す」との内容があります。この袴は原家に受け継がれ現存します。山村家の家紋である丸に一引きの紋と一致します。大名格の山村家に融資した金は小判何百両であったでしょうか。尚、県宝山下家は江戸中期からの大馬主で明治初期に300頭の親馬を所有し、伯楽と称する馬医を兼ねた豪家で、元々は飛騨国主金森頼直の馬奉行に仕えていました。原家は山下家と木曾馬を介して親交がありました。原家も現存・復元されていれば県宝以上の文化財であったはずです。こうして日本3大馬市のひとつ木曾福島宿での馬市は原家の存在無くして成立しないくらいで、不動の地位を築き、出頭数の2割余りを占めていました。この馬市まで九里半（38km）を全く他人の土地を踏むことなく行けたとの逸話もあります。慶応元年（1865年）原の馬が朝廷に38両で買い上げられています。明治維新となり原助次郎は新政府に金百両を寄付したとの古文書が発見されました。（現在小判1枚20万として2千万円）この功により高山御役所より勤農役を命ぜられています。しかしこの為か明治2年の梅村騒動により家屋や蔵を打ち壊されます。この時に鎌倉時代より続く貴重な文献や美術品が焼失したと伝わっていましたが、一部江戸から明治時代の古文書や原助次郎・松葉屋と記された馬や米の売買の大福帳が偶然発見され、現在市の学芸員の方が解説中であり、原家の謎が解き証されることに期待しています。

原家は明治30年代に全盛期を迎えて、馬小作人制度（木曾馬を小作人に貸出し生まれ小馬を売り、その代金を小作人と折半する）と明治政府の富国強兵により軍馬供給で財を成し、親馬は最盛期1700頭・小作馬を合わせると3000頭余りを所有し、阿多野郷、木曾谷の農家に小作させていました。穀倉には小作米が1000俵に達したと言われ、下男下女は常時30人を使用し、屋敷の前

の河川には直径18尺（5.5m）の大きな水車小屋11棟が並び壮観であったとのこと。明治20年（1887年）に原助次郎は飛騨の金持番付で前頭に位置付けられています。飛騨まちの博物館で確認できます。大正11年（1922年）の原家は木曾郡にもかなりの耕地を所有していましたが、当時益田郡筋一の大地主で耕地面積50町歩と記録にあります。原助次郎は「お前達は俺の馬さえ飼っておれば貧乏はさせない」と豪語していましたが、当主助次郎が昭和2年（1927年）に亡って3年後の昭和5年（1930年）に突然倒産します。



原因は、大正・昭和の農村不況と木曾馬の凋落そして昭和恐慌が襲い不動産を含む全財産を競売にかけて倒産しました。江戸末期に大名格の山村家に大金の小判を貸していた原家も、高山の高利貸から10万円位（現在にして2億円位か）の借入金の返済不能に陥り倒産しました。

現在、往時の豪邸を偲ぶものは、総けやき造の正門と、伊那の名工が明治39年に作ったカラ積の宝来門が100年以上経った今も寸分違わず同じ佇まいを見せています。宝来門右脇には約20体の石仏があり、中でも騎乗姿の大日如来像は大変貴重で珍しい石仏です。

なお日和田では木曾馬は家族同様に飼われ、南側・東側の一番良い場所に位置し、人々の暮らしを支え、温和な性格で愛らしい馬でした。この馬の安全と供養を願って建てられた馬頭観音碑と御嶽山の山岳信仰から、石神仏が合わせて600体をこえています。日和田には原家の埋蔵金伝説もあります。石造りの千両箱を明治の全盛期に伊那の石工に作らせて、小判を詰めて屋敷内に秘かに埋蔵したと伝えられていますが、発見された話を聞きませんし、千両と言えば2億円です。原家も埋蔵金があったら倒産しません。

日和田の厳しい大自然の中で素朴で哀愁に満ちた馬頭観音だけは馬大尽・原家の栄華の夢、盛者必衰の理を知っているかのように静かに今も佇んでいます。



事業所訪問

山一商事株式会社

概

要

代表者：代表取締役 山下 喜一郎
所在地：高山市問屋町30番地88
会社設立：昭和23年10月(創業：大正14年)
従業員数：103名
事業内容：山菜瓶詰・袋詰製造及び総合食品
卸・酒類・米穀・生肉青果販売・
農業

対

談

ききて 本日はよろしくお願ひいたします。
まずは会社の沿革をお聞かせください。

社長 大正14年に私の祖父が始め、父が
二代目、私は2011年7月に社長に就任し三代
目となります。

創業当時は飛驒だけで販売してしま
したが、営業をして飛驒の山菜、なめこなど山の
ものを築地、名古屋、大阪に卸し今の基盤を
作っていきました。

高度成長とともに珍味(きのこ、山菜、な
めこ)の需要が増えていき、東京の有名料
亭とも取引を行い徐々に拡大していき
ました。

先代の堅さが信用
され、「山一印のな
めこじゃなきやいけ
ない」「ちょっと高
いけど物がいい」と
和食の職人さんに言
われるほど信頼され
てきました。



社長 山下喜一郎氏



山一商事が運営する催事場「マウントエース」

ききて 創業以来、長い歴史の中で順風満帆
な時ばかりではなかったと思いますが・・・？
社長 珍味も中国から安価なものが多数
出回るようになり、値段で競争するのは
難しくなってきました。そこで原点にか
えり競争はせず“飛驒のものを売っていこう。
飛驒の良さ、他に真似できないものを売っ
ていこう。”と思いました。

そして時代も見栄えがいいものから、体
いいものを食べることに変わってきていま
す。より物づくりにこだわりより安全なも
のを提供できるようにしています。

ききて 飛驒出身の人が都会でも飛驒の味を
食べたい！そんな人も増えているとお聞き
しますが…？

社長 県外に向けて卸もしています。しか
し飛驒の味は濃いめなので、県外に向けては
味付けに注意しています。あまりからく(塩
分が高く)ならないように。山に囲まれた地
域の食べ物は昔から保存がきくように少し
からめですから。

また、たくあん、野沢菜なども、にたくも
じにして販売しています。高山ではあまりや



らないことも、飛騨の味付けとして新しい商品にし、飛騨の味を味わっていただける提案をしています。

全国に発信することによって、飛騨に行って飛騨の食文化を食べてみよう！という気になっていただけたらうれしいです。

ききて 最近では“飛騨牛まん”も大変有名ですね。

社長 新しい名物、新しいビジネスモデルとして全国に広がっています。牛まん喜八郎としては、高山、セントレア、京都(清水、嵐山)の4店舗あります。

国産原材料にこだわり作っています。

ききて 社長のお母様(女性部会理事、山下和子氏)は飛騨牛まんのトップセールスとお聞きしましたが…。

社長 はい。確かに一番売ります。その辺りは母に聞いていただいたほうが…。

ききて では和子さんその辺りの秘訣を…

山下和子氏 お客様の手にしっかりお渡しするまで、おもてなしの気持ちでお渡ししています。笑顔でありがとうと渡すとお客様も笑顔で応えてくださいます。その想いがお客様と繋がる絆になると確信しています。

ききて 今、世間では産地偽装等話題になっておりますが…？

社長 お恥ずかしい話ですが、実は8年前に当社も経験しております。その時より、コンプライアンス委員会を立ち上げ徹底的に追及しております。

そして多少の「？」も、その都度社内全体で



飛騨牛まん



対談風景

チェックしていくしくみを作っています。

それ以来、自分たちの会社としてそれぞれが考えるようになりそこで成長したと思います。

ききて 社長さんは全部わかってらっしゃるのですか？

社長 入社当初は営業から始まり、製造、経理、経営と順番に進んだことで自然と会社全体が見渡せるようになりました。大手企業で修業したこともあり最初は大手の真似をして自社に活かそうと思っていましたが、それが失敗でした。そしてそこからいろいろ学びました。

ききて では今後の抱負をお聞かせください。

社長 ますます競争が激しくなる中、創業88年を迎えさらに、お客様のニーズを受け止め、時代の求めているものを開発していきたいと思っています。

そして「食」をベースにして、飛騨とともに進化、成長していきたいと思っています。

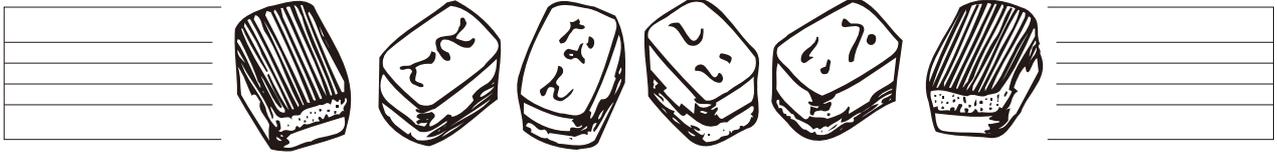
規模を求めるより魅力ある会社、地域に貢献できる会社を目指していきたいと思っています。

ききて お忙しい中、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

今回は女性部会員4人でお伺いし、詳しく山一さんの魅力をお聞きすることができました。

(ききて：北村教子、松井多美子、
山下和子、倉坪千佳子)

(かきて：中谷朋子)



古川支部 河合町の「地歌舞伎公演」

11月17日(日)、河合町で行われた里山の恵み市で、大人気!の河合町歌舞伎保存会による『地歌舞伎公演』が行われました。

同町の地歌舞伎の歴史は古く、江戸時代に始まったといわれます。そして6年前に保存会が結成され、毎年秋に上演されるのが恒例となっています。

事前に配られた入場整理券は公演発表のすぐから問い合わせがくるほどの盛況ぶりで、期待と人気の高さを証明していました。会場では歌舞伎観劇用の歌舞伎弁当も販売され、歌舞伎公演のムードが一層高まっていました。

演目は戦国武将明智光秀とその一族の悲劇を題材にした「絵本太功記」の十段目「尼ヶ崎閑居の場」。歌舞伎特有の言い回しや所作に会場は大盛り上がり、小中学生を含む役者に、おひねりが飛び交い、会場一体となった地歌舞伎公演となりました。

もし、ご興味がある方は次回の公演をチェックされてみてはいかがでしょうか？

(村坂 記)



萩原支部 青年部員が租税教室を実施!

12月6日、(株)ライフメタル桂川の桂川典輝氏と桂川電工(株)の桂川卓也氏の2名を講師に下呂市立馬瀬小学校にて租税教室を実施しました。

下呂市の馬瀬地区の小学校は5年前に統合され、地区で唯一の小学校。全校生徒は100人もおらず、租税教室を開催する6年生のクラスも9人。講師を務める両氏は今回が初めての租税教室なので、9人全員にわかりやすく伝えるため、事前に練習を重ね臨んだとの事。

この日は税金の種類と税金の使われ方に絞った内容。まず、子供たちが目にすることが多い消費税のほか、お酒やたばこにも税金が含まれており、そうして集まった税金は学校や道路、橋や公園などみんなが使う所に使われている事を自身の経験を交え話すと、はじめは税金の事をよく知らないと言った子供たちも「百均が100円じゃない理由がわかった。」「家に帰ったらお母さんに話す。」と答えていました。



教室を終えて、講師を務めた桂川典輝氏は「上手くできなかったけど、一人ひとりから鋭い質問や感想が飛び出して、しっかり伝わっているようでよかった。またチャレンジしたい。」と話していました。
(青木 記)

高山支部 ボランティアが国重要文化財 日下部邸を清掃

12月1日、国重文・日下部邸(高山市大新町)で全国からボランティアが集まり「飛驒民家お手入れお助け隊」として清掃事業をメインとしたイベントが行われた。主催は飛驒市の株式会社美ら地球(ちゅらぼし)。このイベントは古民家の維持管理の窮状を何とか打開していけないかという代表の山田拓さんの思いがきっかけとなった。手探りで始め、今回で20回目となる。

日下部邸の当主・日下部勝さんは、「国や自治体の保護があるとはいえ、清掃そのものは従来から自力で行なっており、たいへんな負担となっていた。このイベントを通じて伝統文化財の保護意識が広がっていくことはとても有意義だ」とし、これを機会に管理の都合から未公開となっていた2階の当主寝室を公開できるようにしたいと夢を語った。

今回、ボランティアは20数名集まったが半数以上が都会からの手弁当組。ノルウェイやデンマークからの参加者もいた。参加の動機について山田さんは



「日本の伝統文化に直に接し感じたい」という思いが強いという。自身も奈良の新興都市で育ち、都会でのサラリーマン生活を経験するも結婚後、ドロップアウト。夫婦で全国各地、海外を放浪した後、飛驒に落ち着きようやく自分が何をしたいのか見つけたと語る。現代社会において故郷を喪失した若者たちが、自己の原点や原風景を回復し自分自身を見直す機会と捉えているのではないだろうかと考えている。体験型観光のひとつの在り方を強く示唆しているように思われる。

お昼には飛驒の新米で炊いたおにぎりやきのこ汁が振る舞われ、午後からはトークセッションが開催された。パネラーは日下部夫妻・山田さんに加え、日本舞踊家の谷口裕和さん・二ツ谷淳さん(飛驒さしこ代表)の4名が務めた。(下本 記)



小坂支部 冬の小坂名物「寒粥まつり」

飛驒小坂の冬のおきをおきのひとつ。今回皆さんにご紹介するのは、厳冬の季節、下呂市小坂町湯屋に伝わる温かいお祭のお話。この地域は400年以上昔から炭酸泉の湯治場として多くの人に親しまれています。また昔から、寒の入りから節分の間に豊富に湧き出る鉱泉で炊いた鉱泉粥を食べると無病息災でいられる、という言い伝えがあり、湯屋地区の各家庭では寒の内に鉱泉粥を食べる風習も残っています。

温泉街にある富士神社では、寒に入った最初の日曜日「寒粥まつり」が開かれ、参拜者に鉱泉粥や甘酒が振舞われます。平成26年は1月12日を予定しています。お正月で飲みすぎた人や胃腸に自信のない方は是非お出掛けを。

折からの炭酸泉ブーム、飲んで、食べれる、入浴できる飛驒小坂の温泉は筆者の一押しです。お出かけの際はペットボトルもお忘れなく、神社近くの飲泉場でテイクアウトした炭酸泉で湯豆腐をするのも一興です。(小林 記)



青年部会だより

高山税務署長と語る会

平成25年11月12日 於 ひだホテルプラザ

飛驒法人会青年部会連絡協議会は、税を考える週間行事の一環として「高山税務署長と語る会」を開催し飛驒全域から37名が一堂に会しました。

各支部の部会長より税務署長に質問し、活発な意見交換がなされました。中にはここですか聞けない？話も飛び出しなごやかなムードで会は進みました。



高山税務署長 井家 益光 氏



会場の様子

法人会全国青年の集い・広島大会

平成25年11月7日・8日 於 広島県立総合体育館

テーマ：「百万一心！10年先の青年部会の理想の姿に向けて」

第27回大会は全国から2600名の青年が集まり盛大に開催されました。今後ますます青年部会を発展させるためにはどうしたらいいか？理想の姿を思い浮かべながら青年部会長らリーダーが、その実現に向けて意見交換しました。また記念講演は広島出身、同世代の吉川晃司氏を迎え、一般来場者も1200名と大盛況でした。

租税教育活動のプレゼンテーションもあり、今後の租税教室に活かしていきたい内容ももりだくさんでした。



参加された皆さん



会場の様子

女性部会だより

県下女性部会連絡協議会

平成25年10月18日 於 岐阜グランドホテル

第32回連絡協議会は、名古屋国税局法人課税課長蒲生貞一氏はじめ多数の来賓・会員等155名出席の下、(公社)岐阜南法人会の主管で開催されました。

今年の協議会テーマは「税に関する絵はがきコンクールの取り組み状況について」で、それぞれの単位会がパワーポイントを用いて発表しました。

当会でも租税教室の感想を絵はがきに描いてもらっていますが、子供の色づかいの素晴らしさ、発想の素晴らしさにはいつも感動します。今年の租税教室でもたくさんの絵はがきを募集したいと思います。

懇談会の記念演奏会はタンゴでした。生演奏で聴くタンゴを堪能いたしました。来年度は(一社)多治見法人会の主管で行われます。

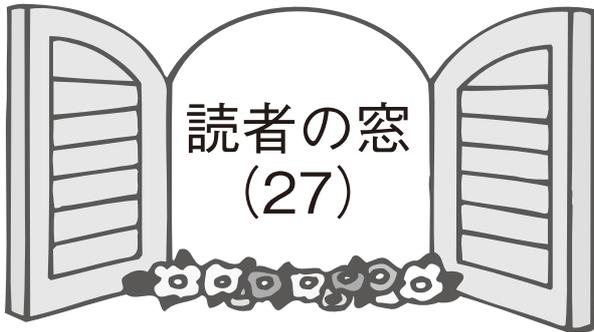


税金クイズ

平成25年11月17日 於 バローショッピングセンター

今年も税を考える週間行事の一環として行われました「税金クイズ」のお手伝いに女性部会理事が従事しました。





このコーナーは、読者の皆さんのコーナーです。税金への色々な主張・ご意見・アイディア・気の利いた写真等を広く会員のみな様より投稿していただきたく、多くの投稿をお待ちしています。

投稿は(社)飛驒法人会まで、FAX・Eメールにてお願いします。

FAX 0577-33-1093

E-mail hidahojn@siren.ocn.ne.jp

消費増税について思う

飛驒市 50代 会社員

税金は安いに越したことはない。しかし、財政赤字が続き、ついに国の借金が1千兆円を超えて、単純計算で国民1人あたりの借金が800万円弱になったと聞かされると、個人的には今回の消費増税も致し方ないと思う。

平成元年に消費税(3%)が誕生し、平成9年には5%へ、そして、今回17年ぶりの増税で8%となった。今回の消費税率引上げの目的は「幅広く国民各層に社会保障の財源確保のための負担を求めることにより、社会保障の充実・安定化と財政健全化を同時達成するため」だそうであるが、消費税誕生当時も「高齢化福祉対策のため」だったように思うと、知らぬ間に一般財源化されることなどが無いよう、国民の血税をしっかりと適正に使ってもらいたい。

消費税が引上げられると、物価上昇により家計の購買力(実質所得)が目減りし、家計消費を減少させる。今回の増税による家計負担は、年収300万円未満世帯で年間5万7千円程、年収1千万以上世帯で14万円程増加すると試算されている。企業に「従業員の給料を上げろ」と喚起しているが、そんなに単純にはお金はまわらないのではと思う。

企業にとっても今回の増税は深刻である。平成24年度の消費税の新規滞納額は3,180億円もあり、増税前でもいかに厳しい状況かがわかる。増税分をいかに転嫁し、適正に納税するのは簡単な問題ではないと思える。

アベノミクスや東京オリンピック開催決定など、わが国の経済にとって明るい兆しも見えつつあった中の増税である。政府が増税に伴う5兆円規模の経済対策を打ち出しているが、今後の経済動向と国民の暮らしの変化を注意深く見守っていきたい。

納税が“将来の貯金”と言える時代に

下呂市 60代 自営業

消費税の増税が迫っている。議会制民主主義においては、国の予算の財源調達手段としては増税よりも、国の借金すなわち国債の増発が先行されやすい。それは、国会議員が選挙で選ばれるためであり、当選して支持者への公約実現のためには、どうしても財源は抵抗のある増税よりも借金(国債発行)となり易い。選挙民は、自分たちの要求を民意という形で政府に要求しながら、その財源については痛みを伴う増税という形を望まず、財政赤字を容認してきた。税制も、増税する場合はその見返りとして各種の優遇税制を設けるため益々税制も複雑化しており、それを理解し活用するには素人ではとても手に負えなくなっている。北欧に代表される高福祉高負担の国家社会が成り立つのは、働き盛りに高い税率の税金を払っても、その払った税金が老後には高水準の社会保障という見返り、すなわち“将来の貯金”であるというコンセンサスが国民に浸透しているからだ。

我が国の危機的な財政状況を考えれば、たとえ消費税増税で一時的な企業収益の悪化や家計負担増は伴うにせよ、増税による景気への影響を懸念する前に、まずはしっかり税金を納め、少しでも財政の健全化に協力するかたちで償うべき。いつか、納税が“将来の貯金”といえるような時代を将来の世代が実現できるために。

事務局だより

今野華都子氏講演会を開催しました！

平成25年11月25日 於 高山市役所地下ホール



今野 華都子 氏

(公社)飛驒法人会では、社会貢献事業の一環として毎年講演会を開催しています。

今年度は「幸せに生きる方法」という演題で世界一のエステティシヤンの今野華都子氏の講演会でした。自分の心の曇りをとって輝いて生きる方法、会社での自分の活かし方などを教えていただきました。

税制改正要望活動実施報告

平成25年11月7日

菟谷税制委員長が「税制改正に関する提言書」を高山市長、高山市議会議長、金子一義衆議院議員に手渡しました。法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。法人税の引き下げなどをはじめ、同族会社の留保金課税制度の抜本的見直し、事業承継に関する税制の創設など、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。





法人会の「経営者大型総合保障制度」は
昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまを
お守りしてまいります。

DAIDO 大同生命

岐阜支店/岐阜市吉野町6-16
TEL 058-262-5141

AIU AIU保険会社

岐阜支店/岐阜県岐阜市吉野町6-16
(大同生命広瀬ビル7F) TEL 058-262-4771

編集 後記

■新年あけましておめでとうございます。会員の皆様には
健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。
年男・年女(午)今年の抱負はそれぞれに力強い決意
を語っておられ、頼もしい限りです。

■高山税務署長 井家益光さんを広報委員2名、女性部会広報委員 北村教子さん、青年部副部長
杉山和宏さん、専務理事 中谷朋子さんにて訪問し、恒例の“新春よもやま話”のお話を伺いました。
小松市のご出身にて、実家が近くなったので、時々両親に会いに行っているとのことでした。法人
会主催の子供たちへの租税教育を高く評価されていました。

■休憩室「飛驒の木曾馬と馬大尽・原家」は飛驒に住んでいながら知らないことが多いことに気付いま
した。ぜひご一読を。表紙の写真、新井真季子さんの父は広報委員です。

■読者の窓への投稿を期待いたしております。ご意見をお寄せください。お待ちしております。

■広報委員一同元気でちゃんと広報活動を行ってまいりますので、叱咤激励、ご意見をどしどしお寄
せください。ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。(M.N)

平成26年1月 公益社団法人 飛驒法人会 広報委員会

鍋島道雄	矢島俊彦	説田三郎	青木秀幸	新井 雅	松下松寿
村坂壽紀	追分英輔	中田昭彦	住 宏夫	下本一伸	長瀬栄二郎
北村教子	山下和子	松井多美子	倉坪千佳子		